

政治家の寄附は禁止です！

年末年始は、お歳暮やお年賀などの贈り物や催しが行われる機会の多い季節です。

公職選挙法では、政治家が選挙区内でお金や物を贈ることだけでなく、政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

お金のかからないきれいな政治と選挙の公正公平確保のために、選挙の「三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）」はルールです。

政治家だけでなく、有権者の一人ひとりがルールを守り、明るい選挙を実現しましょう。



寄附禁止の事例

- ・お中元、お歳暮、お年賀
- ・会費制でない会合などでの支払い（寸志や飲食代相当額の贈答も含む）
- ・お祭りや催事での寄附、差し入れ
- ・地域の集会や行事での寸志、飲食物提供
- ・各種お祝い
- ・落成式や開店祝い等での花輪、供花
- ・病気見舞い
- ・葬儀での花輪、供花
- ・香典

禁止、罰則とならない事例

- ・親族に対してするもの
- ・政治家本人が出席して、参加者と同額の会費制での金銭支払い
- ・政治家本人が出席して、その場で行う結婚祝い、香典

その他、禁止されている行為

政治家が選挙区内にある者に対して、年賀状や時候のあいさつ状、喪中による年賀あいさつ状の欠礼状を出すことは禁止されています。

ただし、相手から受けた各種あいさつ状への答礼のために自筆して出すものは除きます。

公益財団法人 明るい選挙推進協会や総務省のホームページも併せてご覧ください。



推進協会
ホームページ
QRコード



総務省
ホームページ
QRコード

問合せ＝美里町選挙管理委員会 ☎76-1115

公共下水道、農業集落排水を利用している皆さまへ

トイレ・排水溝に異物を流さないでください！

公共下水道、農業集落排水の本管に異物の流入が多発しています。

異物の流入は、ポンプの故障や異臭の発生原因となり、マンホールや宅内の排水管から汚水や異臭が逆流してしまう恐れがあります。

排水設備には、以下のものは流さないでください。

【流してはいけないもの】

土砂、灯油、ガソリン、農薬、ビニール、ゴム、タバコ、衣類、タオル など



問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

消費生活相談 Q & A



住宅の屋根や床下は見えにくいいため状況が把握しづらく、また、専門知識が必要なため、建築後年数が経って業者から指摘をされると不安な気持ちになりがちです。修理の必要性や金額の根拠が明確でないまま高額な工事契約を結んでしまい、トラブルが発生しています。

訪問販売による契約では、法定書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフを通知することにより負担なく契約を解除できます。また、特に高齢者が狙われやすいので、家族や周囲の人の見守りや気づきでトラブルを未然に防ぐことも大切です。

【消費者へのアドバイス】

- ・業者から契約を迫られても即断せず、家族や周囲の人などに相談しましょう。
- ・高額な契約をするときは、同業他社から相見積もりを取り、比較検討しましょう。わからないことがある場合は、遠慮せず質問しましょう。
- ・工事の見積書や契約書は必ず作成してもらい、受け取りましょう。
- ・クーリング・オフ以外にも、勧誘方法や契約内容に問題があれば契約を取り消しできる場合があります。

■困ったときの相談窓口は…

消費者ホットライン
☎188（188並き裏入り）と覚えてください。
消費生活支援センター 熊谷
☎048・524・0999
役場『消費者相談窓口』
☎76・5133（農林商工課内）

みごと文芸

俳句と短歌を募集中！
毎月5日までに総務課へお届けください

短歌

よみがえる友と食したさつま茎 ひもじかうなウクライナの子

熊笹の中で動かぬ黒い鳥 黒鷲と出会う田代湿原

秋の日はつるべおとしとぞられて あたり一面うす黒くなり

我が家には年男のいる卯年 節目の年は飛躍の年に

原田 淳子

有馬 康博

紅月のきらめく夜空仰ぎつつ 巡り合えたる幸運の一夜

有馬 千代

四十五周年記念はサファイア 金・エメラルド・ダイヤまでいける？

丸山 好子

すりへりて指紋のうすい指先に 又ささりたり髪結うピンが

中里 勝江

飯尾 君江

俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。